

上野事務所ニュース

25年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

平成 25 年度 の保険料率等 のお知らせ

平成 25 年度の健康保険・介護保険料率、国民年金保険料月額、雇用保険率は、次の通り決定されました。

1. 健康保険・介護保険料率

平成 25 年度の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率は、全国で据え置きとなり変更ありません。

2. 平成 25 年度国民年金の保険料月額

月額 15,040 円（平成 24 年度 14,980 円）となりました。

3. 雇用保険率

前年度から変更はありません。

労災保険に 特別加入し ている役員 の方へ

特別加入の日額の変更を届出る時期は、次の①と②のどちらかになります。ただし、①と②では、労災が発生した際の給付基礎日額が異なりますので注意が必要です。

【手続時期】

- ①3月18日～3月31日の間に新年度（平成 25 年度）分を変更
- ②年度更新時（7月10日）にその年度（平成 25 年度）分を変更

【具体例】平成 24 年度の給付基礎日額 5,000 円を、平成 25 年度から 10,000 円に変更する場合
（手続時期が①の場合）

→4月1日以降いつ労災が発生しても平成 24 年度の給付基礎日額は

10,000 円です。
（手続時期が②場合）

i. 4月1日～7月10日（年度更新手続前）に労災が発生した場合
→平成 25 年度の給付日額は 5,000 円です。

ii. 上記 i の期間中に労災が発生しない場合
→平成 25 年度の給付基礎日額は 10,000 円です。

◆年度更新手続前に労災が発生した場合、その年度の給付基礎日額を変更することはできませんのでご注意ください。また、3月中の変更をご希望される方は、上野事務所までご連絡ください。

社会保険同 日得喪手続 の取扱いに ついて

60歳から64歳までの社会保険の同日得喪手続について、平成25年4月より次のとおり変更されます。

これまでは、60歳から64歳までの方が継続再雇用された場合、同日得喪手続により再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定できる方は、”特別支給の老齢厚生年金の受給資格を満了した”被保険者のみでした。

4月以降は、男子の特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が61歳に引き上げられることから、年金の受給資格にかかわらず同日得喪手続ができるように変更されます。

70歳以上の 方の高額療養費 のご案内

高額療養費とは、1ヶ月間に医療機関窓口で支払った額※が、自己負担限度額を超えた場合、

申請により超えた分が払い戻される制度です。70歳以上の方の高額療養費については次の点にご注意ください。

※入院時食事療養費・生活療養費の標準負担額や個室使用料といった高額療養費の計算対象外のものを除きます。

①70歳以上の方は、「限度額適用認定証」の交付手続はありません。「高齢受給者証」を提示することで、自己負担限度額までの支払いで済みます（被保険者が住民税非課税者の場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をご提示ください）。

②同一月に入院と外来がある場合

外来でかかった医療費は、同一月・個人単位で、医療機関や金額を問わずすべて合算できます。また、入院でかかった医療費は、同一世帯の70歳以上の自己負担額を、金額を問わず合算できます。

入院と外来で支払った額を合算した結果、自己負担限度額を超えて高額療養費に該当する場合があります。「高額療養費支給申請書」を提出することで超えた分が払い戻されます。手続もれにご注意ください。

③所得区分の「現役並み所得者（窓口負担3割）」について

所得区分は被保険者の標準報酬月額、課税所得で判断されます。具体的には、標準報酬月額が28万円以上、課税所得が145万円以上ある方は現役並み所得者とされます。

所得区分	1ヵ月あたりの自己負担上限額	
	外来(個人毎)	世帯単位(入院を含む)
現役並み所得者 (窓口負担3割)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	II	24,600円
	I	15,000円

Q&Aなぜなにどうして?

Q ; 被扶養者の息子が、進学のため一人暮らしをすることになりました。別居でも、健康保険の扶養に入ってもらえますか?

A 今春、進学等でお子さんが家を離れるご家庭も多いことと思います。

社会保険の被扶養者になれるのは、「主として被保険者の収入で生計を維持している」3親等内の親族です。このうち、配偶者（内縁関係も含む）と子、孫および弟妹、父母、祖父母などの直系尊属については、被保険者と別居していても扶養となれます。

よって、息子さんが被保険者である親御さんと生計維持の関係にあれば、別居でも被扶養者のままでいられます。

生計維持の状態とは、原則的には次の基準をもとに、生活の実態に応じて認定が行われます。

①扶養される人の年収が130万円未満※で、被保険者の年収の半分未満である。

②別居の場合、扶養される人の年収が130万円未満※で被保険者からの仕送額より少ない。

(※扶養される人が60歳以上、または障害者の場合は年収が180万円未満)

◆健保組合に加入されている場合、住民票の写し、仕送り額を証明できるもの、在学証明書等が必要になる場合があります。